

障害者の働き方等についての検討会 「A型事業での課題と可能性について」

1. 主催者 NPO法人就労継続支援A型事業者全国協議会(全Aネット)
2. 開催主旨 障害者総合支援法の就労継続支援A型事業は、一般就労が難しい方の労働者としての身分保障をする中間的就労の場として貴重であると考えている。平成27年度WAM助成を実態調査・検討会・試行事業の3事業で申請している。特にこの検討会では、実態調査からA型事業の課題を洗い出し、良きA型を推進するにはどのような手立てを講じなければならないかを検討することのほか、雇用開発・能力開発について検討する。また現在の制度では基本的には利用できない生活困難者・触法ケース者・ニート・引籠り・ホームレスなど「働きにくい方」の利用についての試行事業からの課題を検討する。さらにB型等の利用者がA型利用をするうえでの課題の検討や、一般就労への移行支援を行っているA型事業所が多くある現状から就労移行支援事業との関係を整理する検討を行う。
4. 開催場所 全Aネット事務所 〒170-0004東京都豊島区北大塚3-34-7 社会福祉法人豊芯会内
TEL : 03-3915-8111 FAX : 03-3915-8112 Mail : 15.2.28@zena-net.com
5. 日時 基本的には第4金曜日、18:45～20:45とし、参加者の都合で決定する。
3. 参加者 外部委員： 岩田克彦（国立教育政策研究所フェロー、元職業能力開発総合大学校教授）
百瀬 優（流通経済大学准教授）
西嶋美那子（元経団連 障害者雇用アドバイザー）
夏目浩次（La Barcaグループ代表）
内部委員： 村木太郎（公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会 専務理事）
天野貴彦（一般社団法人ディーセントワールド代表理事）
深澤正司（株式会社FCC代表取締役・神奈川県中小企業家同友会）
(以下事務局より) 久保寺一男（社会福祉法人進和学園統括施設長・全Aネット理事長）
萩原義文（NPO法人就労継続支援A型事業所連絡協議会代表(岡山県)・全Aネット副理事長）
加藤裕二（社会福祉法人オリーブの樹 理事長・全Aネット副理事長）
金子鮎子（NPO法人ストローク会副理事長・全Aネット理事）
近藤友克（社会福祉法人豊芯会常務理事・全Aネット事務局長）
里見喜久夫（株式会社はたらくよろこびデザイン室代表取締役・全Aネット監事）
オブザーバー： 行政より随時参加
全Aネット理事
他団体： また、テーマにより特別に生活困窮者・触法・ニート・引籠り等の事業者にも参加を要請する。
その他： 基本的には上記メンバーにて、検討会を行うが、追加参加者は柔軟的に対応する。
※敬称省略

全Aネット検討会の日程と内容について

NO	月	日	曜日	時間	場所	新検討テーマ	参加要請団体(ヒアリング) 他	
1	7	23	木	18:45 ～ 20:45	(社福) 豊芯会	① 検討会の主旨・進行についての確認		
						② A型の存在意義についての整理及びA型の状況についての整理		
						③ アンケート項目検討		
2	8	26	水	18:45 ～ 20:45	(社福) 豊芯会	① アンケート調査設計について(設問項目の大枠決定)		
						② 次回以降の検討会での検討内容と進行について		
3	9	25	金	18:45 ～ 20:45	(社福) 豊芯会	① 「制度外の利用可能性について」～生活困窮者	ユニバーサル就労ちば～事務局長 岩田牧人様	
						② 「制度外の利用可能性について」～触法ケース		
						③ 次回以降の検討会での検討内容と進行について		
4	10	30	金	18:45 ～ 20:45	(社福) 豊芯会	① A型と一般就労間のブリッジ的役割について	株ダックス四国～代表取締役 且田久雄様	
						② 移行支援事業との関係について	電機神奈川福祉センター～施設長 三田地昭典様	
						③ 次回以降の検討会での検討内容と進行について		
4	11	27	金	18:45 ～ 20:45	(社福) 豊芯会	① A型のディーセントワークについて	NPO法人コミュニティーワーク～理事長 筒井啓介様	
						② 次回以降の検討会での検討内容と進行について	11月下旬 ユニバーサル就労ちばの現地視察(ヒアリング)	
5	12	18	金	18:45 ～ 20:45	(社福) 豊芯会	① A型事業の質評価及び質保証について (作業の中、賃金向上、障害を克服する工夫など)		
						② 次回以降の検討会での検討内容と進行について		
6	1	15	金	18:45 ～ 20:45	(社福) 豊芯会	① A型事業の質評価及び質保証について (作業の中、賃金向上、障害を克服する工夫など)		
						② 次回以降の検討会での検討内容と進行について	1月下旬	※プレ実態調査・A型評価プレ調査を予定
7	2	26	金	18:45 ～ 20:45	(社福) 豊芯会	未定	2月中旬	※プレ実態調査・A型評価プレ調査を回収予定
8	3	25	金	18:45 ～ 20:45	(社福) 豊芯会	未定	平成28年度に実施する実態本調査の準備	

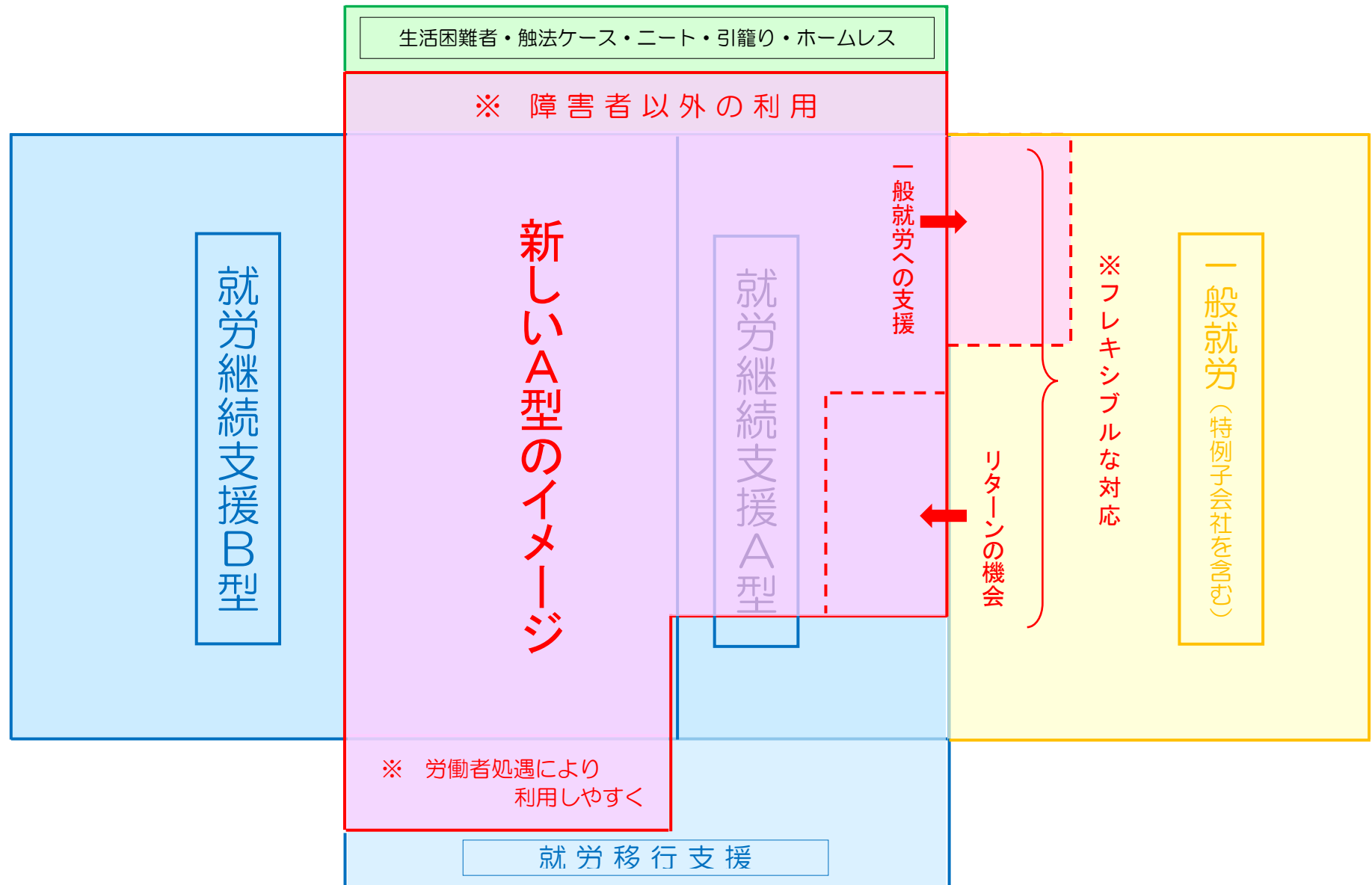
※青字の項目を優先し検討します。

具体的検討内容

1. 働き甲斐のある A 型事業の労働環境について
 - ① A 型事業所利用者(就労者)の就労条件の改善策
 - ・合理的配慮／・短時間利用／・労働保険及び社会保険／・非雇用／・多様な働き方
 - ② 本人の適性・能力の判定及び能力向上・開発の方策
 - ・本人の適性が見極めでき、能力が発揮できる仕事の工夫
 - ③ A 型事業所利用者(就労者)の所得保障のあり方
 - ・賃金(最賃減額特例のあり方を含む)
 - ・障害基礎年金等所得保障制度との関係
 - ④ A型事業の質評価／質保証の仕組みについて
 - ・A型事業評価項目
 - 作業の幅／就労能力・賃金向上／障害を克服する対応など
 - ⑤ 雇用開発や能力向上につながる取組みについて
 - ・収益性の高い仕事があり、障害者雇用を産み出しやすい環境とは何か
 - ⑥ 職員の就労条件の改善策
2. 福祉的就労から一般就労へ、一般就労から福祉的就労への移行それぞれにおける A 型事業のブリッジ的役割について
 - ①就労能力の向上及び低下に伴い、柔軟に送り出し・受入れが容易な仕組みの検討
 - ②企業や特例子会社との連携のあり方の検討
 - ・上記 A 型事業のブリッジ的役割が機能できるように、施設外就労など連携のあり方
3. A 型事業の利用枠拡大策
 - 非雇用型(B型事業等)からの移行促進策
4. 制度外の利用可能性について

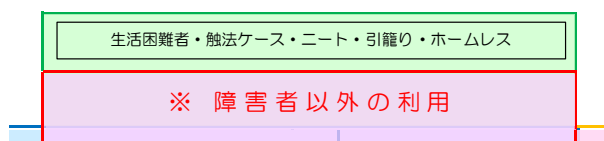
A 型事業は現行では障害者でなければ利用できない。しかし、障害者のレッテルを嫌う者、境界で認定されない者などを含め、生活困難者・触法ケース者・ニート・引籠り・ホームレスなど働きづらい人が多数存在する。地域定着支援センター・ユニバーサル就労支援事業所など関係団体と情報を共有ながら、現行より幅の広い就労の場(中間的就労)としての A 型事業の可能性をさぐる。
5. 就労移行支援事業所との関係
 - 就労移行を第一目的にしている A 型事業所がかなり存在している。就労移行支援事業所との役割分担について検討する。
6. 横断項目
 - ①労働施策と福祉施策の役割分担と A 型事業所のあり方
 - ②関係機関との連携

就労継続支援A型事業の新しい型イメージ(検討)図 案



「就労継続支援 A 型事業の新しい型イメージ図」の各パートの説明

① 「制度外の利用可能性について」



A 型事業は現行では障害者でなければ利用できない。しかし、障害者のレッテルを嫌う者、境界で認定されない者などを含め、生活困難者・触法ケース者・ニート・引籠り・ホームレスなど働きづらい人が多数存在する。地域定着支援センター・ユニバーサル就労支援事業所など関係団体と情報を共有ながら、現行より幅の広い就労の場(中間的就労)としてのA型事業の可能性をさぐる。

◎生活困窮者自立支援法(H27.4～)

ユニバーサル就労支援事業所

自立相談支援事業所→以下の就労支援

- ・就労準備支援事業(6 か月～1 年)
- ・就労訓練事業(中間的就労、6 か月ごとアセスメント、知事の認定)
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業

◎更生保護における…

地域定着支援センター

- ・刑務所出所者等総合的就労支援対策(H18～)→協力雇用主
- ・更生保護就労支援モデル事業(H23～、一部更生保護観察所で)

◎ひきこもり地域支援センター設置運営事業(H21～)

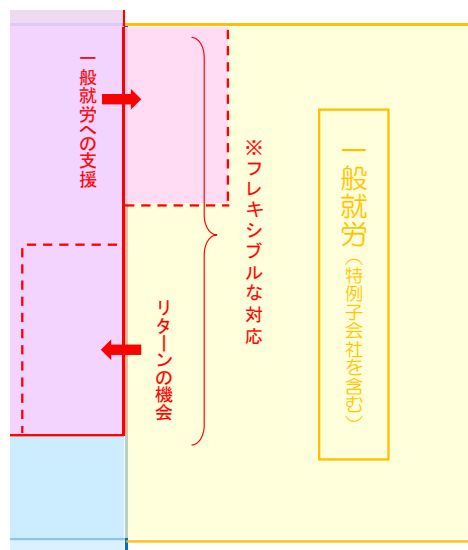
ニートサポートネット、地域若者サポートステーション

ひきこもり対策推進事業等について(H26.8～)

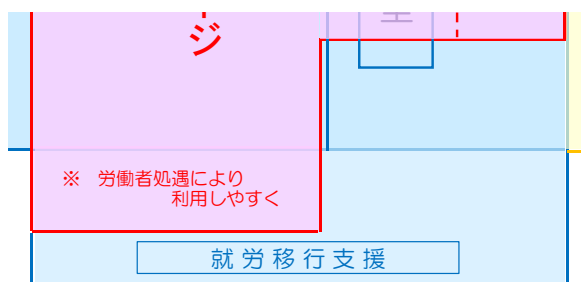
◎ホームレス自立支援法(H14～、10 年時限、5 年延長)

② 「福祉的就労から一般就労へ、一般就労から福祉的就労への移行それぞれにおける A 型事業のブリッジ的役割について」

- ① 就労能力の向上及び低下に伴い、柔軟に送り出し・受入れが容易な仕組みの検討
- ② 企業や特例子会社との連携のあり方の検討
～A 型事業のブリッジ的役割が機能できるように、施設外就労など連携のあり方



③ 就労移行支援事業所との関係



精神障害者の利用が急激に増えている。主にうつ病ケースなどは労働者としての身分と、給与での生活自立を望むため、就労移行支援事業ではなく、就労継続支援 A 型を希望するケースが多く、そのため就労移行を第一の目的にしている A 型事業所がかなり存在している。またそれ以外の A 型事業所でも、運営理念として就労移行を大切にしているところが多く、さらに利用者も一般就労を希望するケースが多い。したがって A 型事業所と就労移行支援事業所との役割分担について、検討する必要があると考える。

④ A 型事業の利用枠拡大策～非雇用型(B 型事業等)からの移行促進策

障害者雇用促進法の雇用納付金制度において、平成 27 年 4 月より雇用義務の常用雇用労働者数が 100 以上に拡大された。また平成 30 年より法定雇用率の引上げと精神障害者の雇用義務化が予定されています。

また障害者権利条約が批准後、および ILO159 号条約違反の申立てに対する対応を考えると、一般就労を推進すべきことは大切ですが、保護的環境での就労は必要不可欠です。しかし現状が A 型 4 万人に対し、非雇用の B 型 18 万人では権利条約の理念に反すると考えます。したがって 労働者としての身分保障を伴う雇用である A 型への移行促進を図るべきです。そのため事業主のインセンティブが働くような手立てを検討する。

